（廃棄物の再生利用等に係る認定を受けた者の変更の届出に関する経過措置）

第五条　新法第九条の八第八項（新法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）、第九条の九第八項（新法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）及び第九条の十第六項（新法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する変更をした者について適用する。

（産業廃棄物の保管の届出に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現にその事業活動に伴い新法第十二条第三項に規定する産業廃棄物を生じた事業場の外において自ら当該産業廃棄物の保管を行っている事業者は、環境省令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2　新法第十二条第四項の規定は、施行日以後に、同条第三項の環境省令で定める場合において、同項に規定する産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行った事業者について適用する。

3　この法律の施行の際現にその事業活動に伴い新法第十二条の二第三項に規定する特別管理産業廃棄物を生じた事業場の外において自ら当該特別管理産業廃棄物の保管を行っている事業者は、環境省令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4　新法第十二条の二第四項の規定は、施行日以後に、同条第三項の環境省令で定める場合において、同項に規定する特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行った事業者について適用する。

5　第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（産業廃棄物管理票に関する経過措置）

第七条　新法第十二条の三第二項の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により同項に規定する管理票を交付した者について適用する。

（産業廃棄物処理業者等による通知に関する経過措置）

第八条　新法第十四条第十三項及び第十四条の四第十三項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する事由が生じた場合について適用する。

（市町村長等による維持管理積立金の取戻しに関する経過措置）

第九条　新法第十九条の七第六項及び第十九条の八第六項の規定は、施行日以後に新法第十九条の七第一項の規定により市町村長が同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合及び新法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合について適用する。

（建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する経過措置）

第十条　新法第二十一条の三の規定は、施行日前に元請業者（同条第一項に規定する元請業者に相当する者をいう。）と下請負人（同条第二項に規定する下請負人に相当する者をいう。）との間で締結された請負契約に係る建設工事（同条第一項に規定する建設工事に相当する工事をいう。）に伴い生ずる廃棄物については、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第十一条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十三条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十四条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の項中「第十二条の三第六項」を「第十二条第三項及び第四項、第十二条の二第三項及び第四項、第十二条の三第七項」に、「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に、「第十五条の二の三」を「第十五条の二の二第一項、第十五条の二の四」に、「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に、「第十五条の二の六」を「第十五条の二の七」に改め、「第十五条の三」の下に「、第十五条の三の二第二項、第十五条の三の三第一項及び第五項」を加え、同表に次のように加える。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）	附則第六条第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととされている事務

（租税特別措置法の一部改正）

第十五条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の三第一項、第二項並びに第三項第一号及び第二号、第五十五条の七第一項、第二項、第三項第一号及び第二号並びに第七項並びに第六十八条の四十六第二項、第三項第一号及び第二号並びに第六項中「第十五条の二の三」を「第十五条の二の四」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十六条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

十一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十四条の二第一項の政令で定める市の長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務のうち、同法第二十四条の二第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十八　都道府県知事	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三に次のように加える。

十　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市の長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務のうち、同法第二十四条の二第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四に次のように加える。